

議 第 3 号

小児・AYA世代のがん患者の妊よう性温存  
への支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

小児・AYA（思春期及び若年成人）世代のがんは、治療の過程において、妊娠する力である妊よう性が損なわれる可能性があることが指摘されており、将来の妊娠に備え、がん治療前に、精子や卵子等を採取し凍結保存等を行う、妊よう性温存治療が注目されている。

日本癌治療学会による、妊よう性温存診療に係るガイドラインでは、原則40歳未満で治療を開始したがん患者に対し、がん治療医が妊よう性に係る情報提供や生殖医療の専門医の紹介、患者の意思決定の補助に加え、患者の状況に応じた治療を行うこととされている。本県においても、先般、県立こども病院と生殖医療を扱う民間病院が協定を結び、連携の取組が始まったところである。

しかしながら、妊よう性温存治療は保険診療の対象となっておらず、経済的負担が大きいことに加え、がん患者に対する、がん治療に伴う生殖機能への影響等についての情報提供や相談支援の体制は十分とは言えない状況である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、将来子供を産み育てることを望むがん患者が、希望を持ってがん治療に専念できる環境を実現するため、妊よう性温存治療に関する費用の保険適用化や助成制度の創設等の経済支援に加え、十分な情報提供や相談支援が行える体制の整備など、小児・AYA世代のがん患者の妊よう性温存への支援を行うよう強く要請する。